

平成29年度第4回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成29年8月18日（金） 15時00分開会

2 場 所

流山市役所 304会議室

3 議 事

- 1（仮称）流山市おおたかの森ホールの利用料金について
（仮称）流山市おおたかの森ホールの名称について（報告）
- 2 その他
 - （1）報告事項について
 - （2）次回会議日程について

4 出席委員

辻野会長 土屋委員 鈴木委員 吉田委員 伊藤委員
神永委員 里館委員 野上委員

5 事務局

戸部生涯学習部長 井口生涯学習部次長兼生涯学習課長
中西公民館長 小栗図書・博物館長 吉原生涯学習課長補佐
長岡生涯学習課生涯学習係長 中平主事 島田臨時職員（記録）

6 傍聴者 なし

7 会議録

15時00分開会

（事務局）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。只今から平成29年度第4回生涯学習審議会を開催いたします。

最初に、辻野会長からご挨拶をお願いします。

(辻野会長)

日程がタイトだということで、かなり制約がありますところで議論していただいていますけれども、早々にまとめて答申していきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは次に、本日になってしまいまして大変申し訳ございません。配付いたしました会議資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

- ・ 次第
- ・ 平成29年度8月18日生涯学習審議会資料

以上でございます。

それでは只今から議事に入らせていただきますが、ここからは辻野会長に進行をお願いします。

(辻野会長)

本日の会議につきましては、出席委員8名でございます。委員12名のところ半数以上の出席ですので、流山市生涯学習審議会条例第5条第2項により会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

はじめに 議事(1)(仮称)流山おおたかの森ホールの利用料金について、前回の審議会に引き続いてとなりますが、皆様には前回の議事録、お手元に届いているでしょうか。昨日メールで送られたということですが、申し訳ございませんがお手元にある方はそれを見ていただき、事務局から説明をお願いします。

メールで受け取った資料と、この場で受け取った資料とで、料金表の9ページとかで赤や黄色が入っているところ、特に赤が入っているところは全く見えない状態になっておりまして、事務局の方で少し調整していただいて配付資料の時に見えるようにしてください。

それでは前回の議事録をご確認いただいている方、いない方、お

られるかと思えますけれども、要点だけ事務局の方で言って下さい。

(事務局)

はい、まず始めに、議事録の他に本日お配りしている審議会資料、そちらの説明からよろしいでしょうか。

本日午前中に行われた庁議の中で修正した点、それから、前回の審議会でお示しできなかった備品等の利用料金を示したものでございます。

まず始めに1ページの利用料金表(案)ですが、こちら事前にお送りした利用料金(案)に掲載したものと同じでございますが、利用施設にスタジオ、こちらの料金部分が以前は1時間単位であったもの、一応庁議の中で他の施設と整合性が取れないという理由で、区分を午前・午後・夜間・終日の区分に修正し、他の施設と同様としました。以前のスタジオのところ、午前・午後・夜間・終日の料金を示していませんで、ここだけ1時間いくらとするのはおかしいとのご指摘がありまして、他の施設と合わせたということで、今回改めて提示しております。

それから2ページ以降につきましては、前回の審議会でお示しできなかった備品関係でございます。付属施設による利用料金を掲載しておりまして、最後の5ページの備考というところに示してあります通り、1回の利用料金を示しております。1回の利用料金とは、午前・午後・夜間が一つの単位となりまして、例えば午前・午後と通して使う場合は2回と換算します。こちらの表の右側に書いてある額で計算するようなかたちになっております。

それから前回の計画(案)、利用料金(案)につきましてご検討いただきまして、大きく市内の料金がちょっと高いと、市外の料金が市内の料金に比べて割安だということでした。もう1点が減免関係ですね、今回のホールについては65歳以上の高齢者を、減免から除外しています。これは生涯学習の点からどうなのでしょうとご意見いただいています。あと、計画(案)の中に、有事、災害があった場合、この建物を有事のためにどう使うのかが1行しか書かれていないと、その辺も詳しく書いていく必要があるとのご指摘もございました。今後、設置管理条例の素案を作成していきます。これに付随して、もう少し細かい規則についても作って参りますので、そちらの方も出来次第、

お示ししていきたいと思っております。特にその減免関係につきましては文言について、例えば教育とは何を示すか、そういったところも具体的に規則の中で幼稚園なのか小学校なのかわかるように、お示ししていきたいと考えていきたいと思っております。

本日は前回に続いて、引き続き利用料金（案）について、広く意見をいただきまして、そのご意見に対する市の意見を今月末ぐらいまでにお示ししたうえで、公共料金等に対する答申をまとめて参りたいと思います。今日のこの会議の中でご意見が出なかった場合、後で気付いたご意見あればメールやFAXで受付いたしますので、生涯学習課長岡の方にいただければと思います。以上でございます。

（辻野会長）

前回の議事の要点、それから今日配付した資料について、事務局から説明いただきました。追加で配付された資料は、前回の料金資料に差し替えます、ということですね。

今日は皆さんからいただいた意見を市の方で検討して、今月中に回答いただけるということですか。

（事務局）

今月末ぐらいに委員さん方にバックするようなかたちでお示ししていきます。その後、答申というかたちで来月いただければと思っております。

（辻野会長）

答申は、前は今月中ということでしたが。

（事務局）

来月中旬あたりで大丈夫です。

（辻野会長）

そうですね、わかりました。

若干日程で猶予が出たようでございますので、今日の資料・議事録踏まえて、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思っております。

それでは私の方からよろしいでしょうか。

前回配付された資料で、「流山市公共施設の使用料金設定に当たっての基本方針」というのが平成20年に出ております。それによると、公共施設のほとんどの使用料金は、1時間・1㎡あたりということで概数でまとめてあって、それは3円ということで、それぞれの施設の利用料金というのが決まっております。その後、生涯学習センターというのが新しくできました。その際の生涯学習センターは、この資料の中に全部の料金の規定があるのですが、おおざっぱにいうと、これも1時間・1㎡あたり6円で、それをもって利用料金が設定されているようでございます。若干時間の取り方等によってでますけれども、そういったバックグラウンドがないと今回の新しい施設がどのくらいの水準であるかというところもございませうし、原価、かかるコストの方から導き出すと3,700万の利用者負担を逆算してこういう料金になるというのだと、前のとの整合性というか、どのくらいの水準になるのか聞かないと、と思いますので、一応そういうのを拾い出してみました。そうすると今回示された料金は、おおざっぱに言って生涯学習センターのホールと比べて約3倍ですね、1時間・1㎡あたり6円のところは、1時間・1㎡あたり18円、そんな水準かと。これはホールに限ってですね。それから、他の会議室とかそういうところは12円とか、そういう水準になっていました。皆さんが今回配られた資料をどうにかたちで掴まれているのかということもありますけれども、一つの参考資料として聞き流してください。

それで今回の施設の利用料金は、近隣市施設を参考に決めたという説明がありましたが、そのことを踏まえて、ご意見なりご質問あれば、ご自由にご発言いただきたいと思っております。

前に配られました管理運営計画（案）の中には、使用の時間帯とか全部書いてありますけれども、利用料金表にはそれは書いていない、両方読まないと何時から何時まで使ったらどうなのか、わからないかたちになっています。そして答申の時には、利用料金について答申する、してくださいというようになっているのですが、この辺事務局はどうお考えでしょうか。

管理運営計画（案）とセットでなければ料金が読めない、午前中は9時から12時、午後は1時からと書いているが、それは料金表に入っていないですね。

(事務局)

前にお配りした料金(案)8ページ(4)の利用料金表というのがございます。その備考下の欄3番に、午前9時から正午まで、というかたちで時間を表記しております。

(辻野会長)

はい、私の読み方が浅うございました。ですがこの辺は明示というか、見にくいのではないかという気がします。生涯学習センターの現在の料金も、時間帯を書いているのと料金と見比べないとパッと出てこないというのがありますし、まあ、これで今までやってきたので良いというのであれば結構ですけれど。

(事務局)

条例上はこういう書き方になってしまうかもしれません。あくまでも実際にオープンするにあたって施設の案内書というものを作ります。パンフレットにはちゃんと午前だけでなく時間、何時から何時までと工夫してまいります。

(辻野会長)

それで午前・午後の時間帯についても、生涯学習センターの場合はこう、新ホールはこうだという、差みたいなところがあるので、明示した方が良いと思いました。

(事務局)

はい、わかりました。

(里館委員)

本日配られた資料の利用料金の2ページ、駐車場利用料金表の下の備考のところで、前回私が言った内容なのですが、「減額及び免除基準の要件を満たす者」とは、おもてに出す時は具体的に細かく明記するようにしていただきたいと思います。

(事務局)

そうですね、小学生だとか高校生だとか、社会教育団体だとか、いろいろ出てくるのですが、規則の中で、例えば社会教育団体というの

はこういう団体が含まれるとか、社会教育に含まれる活動はこういったことだとか、なるべくわかりやすいように規則の中で明示していきたいと思います。

(里館委員)

わかりました。

設備利用料金表のところですが、ピアノのところにはヤマハフルコンサートピアノとありますけれども、舞台上で使われるのは8,000円の方ですか。リハーサルの方で使うのが6,000円ですか。2台購入するということですか。

(事務局)

そうですね、今のところスタインウェイとヤマハ8,000円がホールの舞台の用です。

(里館委員)

それは明記しなく大丈夫ですか。例えば演奏者の方がホールの舞台上でヤマハを使う場合、リハーサルと同じフルコン、同じ型ですか。

(事務局)

若干違うと思います。表の下の方のヤマハフルコンサートピアノというのは、3ページにまたがってしまっているのですが、こちら()書きでリハーサル用というかたちになっております。

(里館委員)

これはちょっと見づらいですね。

リハーサル用ではなく、リハーサル室用ですよ。舞台上で使ってもリハーサルですか。本番用と機種を書いた方が良いのではないですか。スタインウェイの型番とか、ヤマハの品番とか。ホール用と別に分けた方がよいと思うのですが。

(事務局)

ホール用とリハーサル室用と、分かるように明記したいと思います。

品番については、このピアノは市で買うのではなくて、今ホールを施工している業者との契約の中で業者が買います。ですので、カタログ

グだけは見せていただいたのですが、業者がピアノ販売店と契約しまして、3月1日に市の方へ移管と、そういう流れがございます。細かくスタインウェイの何というピアノか、というところまでは掴んでいないのが現状です。

(里館委員)

正式に決まって、おもてに出す時に明記をいただければと思います。

(事務局)

それを条例で載せるか載せないかは、別になってしまいます。例えば先ほど言った施設のパンフレットの中で、この品番のピアノです、とお示しできるかと思います。

(里館委員)

ありがとうございます。

あと、細かいところですが、3ページの平台ですが、これは大きさに限らず1枚でこの値段ですか。

(事務局)

文化会館では大きさは2種類ありますが、同じ料金です。

(事務局)

文化会館ほどの数は多分ないと思います。ですので、今のところその料金で考えています。

(里館委員)

1つが210円ですね。

それが先ほどのお話ですと、前日に午前からコンサートのリハーサルで借りて本番もということで、その2日丸々…要するに、例えば椅子が100円でミニオケの場合50脚使用する場合、前日に50脚×3(コマ)、当日に50脚×3(コマ)が料金になるということですね。

(事務局)

使用になる場合はそうなります。

(里館委員)

音響の方には、例えば返しのような設備はないのですか。

(事務局)

返しというと…返しのスピーカーですか。そういったものが当然ないとだめですよ。

(里館委員)

備品一覧に載っていなかったの。クラシック専門で、例えばマイクを使うような演歌とか、そういったものは文化会館でやってもらうということですか。

(事務局)

いえ、もちろん新ホールでも使っていて結構です。

(里館委員)

お貸しするなら一式載せた方が良くと思います。文化会館は同様のものでキャストが付いているものがあります。

(事務局)

分かりました、調べます。

(事務局)

文化会館も料金表に入っていないかもしれません。

(里館委員)

ということは一般には値段は取らないけれど、必要な人が居た場合には貸出をしているのですか。

(事務局)

貸出をしています。

(事務局)

外向きのスピーカーは別段…

(里館委員)

この拡声装置一式というのは、スピーカーも全部込ですか？

(事務局)

当然公演とか返しが無いと分からないと思いますので…

(里館委員)

まあ、大きいところの団体なら自分のものを持ってくるでしょうけれども、ちょっとお借りしたいですけれども、という時にあればいいですが。

(事務局)

スピーカーのところ1台となっていますけれども、これも確認しまして、どういったスピーカーが備品の中にあるのか、場合によっては一式といったかたちで明記します。

(辻野会長)

議事の途中ですけれども、備品ですが何処においてもそんなに料金は大幅に変わるものではないと思います。これが高い料金に設定したのかどうなのかパッと見わからない、それで判断しろというのは、この設備は良いのかということ審議会に諮るのはどうなのか。これが代表的なホールなりの特性だということで、例えば市民会館のピアノが2,000円なの、ここでは13,000円だが、これはこのホールのスタインウェイフルコンサートというピアノがこの売りだからこういう値段だということを入れないと、これを答申するにしても、比較にならないのではないのでしょうか。

(里館委員)

専門的な感じですが、流山市にはスタインウェイというピアノは無いですね、それでフルコンはコンサート用のピアノなのですが、文化会館にあるのはヤマハではなくカワイのフルコンなのですね。同じグランドピアノでも値段に差があるので、隣の市等と比較してこの値段が出てくるのかと思います。

(辻野会長)

専門的な知識のある人は見てパッと分かりますが、そうでない人はピアノの何で何だと、ちょっと同じ設備に感じるのも、そこは何らかのかたちでクリアにしてもいいのではないかと、という意見です。

(事務局)

基本的な考えは私ども素人なので、これがいくらだとかなかなか言えないのですが、これを参考にしておりますのは今年オープンした浦安のホールです。浦安の方でスタインウェイは入っていますし、その金額とほぼ同額で、参考にさせていただきました。

(辻野会長)

ですから私が開口言いました通り、今までの流山の料金はこうですよと、だけど今回のホールは特別仕様ですよと、特別仕様から考えて、料金表をこういうかたちで編集しました、と書いておりますのでそれは分かるのですが、近隣市町村と同じような仕様のところと比較してこういう料金にしましたよ、と説明が必要だと思います。大きなくくりでは説明されていますけれども、皆さん今まである料金で借りてやってきた訳ではないですか、だからその既存施設と新ホールとの料金のギャップは埋めないとパブコメの時などに対応できない、質問がいつぱい来るかと思ったのであえて質問しました。

(事務局)

遅くなってしまったのですが、会長がおっしゃっている通り、既存市内のホールの利用料金・備品の利用料金と考え方が違います。

おたかの森駅からデッキを通して入ってくる利便性、また、今回のホールにつきましては可動席を導入するのですが、平土間での使用道、なおかつ、音響重視型の音響に配慮したホールということで、近隣の新ホール及び都内等のホールを意識して、高い機能を備えた施設という観点から、説明不足ですが、一応今までの利用料金の考え方とは若干別にして、全体のコストから受益者負担とかを全体枠で見て、ここを1年間管理する為にはどのくらいの管理費がかかるのか、大きな考え方から説明を加えていくというかたちにさせていただきたいと思っております。

(里館委員)

設備利用料金表にピアノ用のイスというのがありますが、ピアノを借りたらもれなく付いてくるような気がするのですが、文化会館でも演奏する為のイスは別に料金を取っていますか。

(事務局)

特にはないです。

(里館委員)

ピアノは演奏する為に借りるので、どこでも別に取りられたことはないですが。ピアノとセットになっているのではないのかと。例えば連弾用のイスをひとつではなくて、ソリスト用のイスを二つ用意します、という場合にはプラスかもしれませんが。

(事務局)

こちらでお調べして今月末までにお示ししたいと思います。

(里館委員)

あと、5ページのその他のところの、アップライトピアノというのはスタジオで使うものですよね。スタジオの平米がどのくらいかわからないのですが、例えばスタジオを1日借りて1,140円で、ピアノを借りて練習したいというときに部屋を借りる料金よりもピアノのお金の方が高いというのは、これも浦安と同様なのかもしれませんが、この辺もあり得ないかと思えますけれど。

(辻野会長)

今、里館委員のおっしゃられた5ページというのは、追加資料の方ですか。

(里館委員)

そうです。

(辻野会長)

専門的なことで分からないことは、調べるなりして回答していただけますか。

(事務局)

今月末までに、今日いただいたご意見に関しましては必ずこうですよとお示しします。

(事務局)

要するに今のご質問は、部屋代よりもピアノの使用料が高いということですよ。減価償却といった考え方もあるとは思っていますが…。

(里館委員)

とういことは時間が経つと安くなるということですか。

(事務局)

近隣の状況もお調べして回答します。

(辻野会長)

近隣というのは主に、参考にされたという浦安ですか。

(事務局)

はい、そうです。

(辻野会長)

多岐に渡る資料なのでなかなか質問がしづらいかと思いますが、どうぞ自由にご質問願います。

(野上委員)

ホールを借りた時基本的な数字が、平日で終日10万円というのが一つのベースになると思うのですが、これは前回頂いた資料の料金表の中で都内でも5番目の高さということですが、立地条件が良かったりホールの環境が良かったりということでこのくらいのランクだとして、四谷クリーンセンターとか、江東区の文化センターとかも調べたのですが、区民に対する利用なので都内はハンディを付けていない、他の区民の人に対して割増料金は取らないので、都内なので区立もあれば皆同じようにやっているようなのですが、確実に違うのは営利団体や料金を取って催す団体に対しては料金を3割どころか、江東区の

文化センターで5割増、四谷のクリーンセンターで2倍、これは区の場合は財政状態が良いのでこの数字で収まっていると思うのですが、浦安とか成田とか、柏でも2倍、3倍です。つまり他の市民に対しては裕福なところはあまりハンディを付けないけれども、営利団体や入場料を取るところに対しては、都内であろうと何処であろうとかなりシビアな負担をしているというのはデータであります。何故でしょうか。何故営利団体が利用、あるいは利用料金を取る団体に対して割り増しをするのでしょうか、と考えた時に、公の施設だからですよね。流山市が作っている公の施設だから、いわゆる営業的な商業施設ではないから、営利団体に対してはハンディをかける、あるいは入場料金をたくさん取ることに対してはハンディをかけていく、というのが地方自治体で言う公の施設である公共施設ではないのですか。地方自治体の住民に対して、あるいは福祉のために使用するということで、営利団体と営利団体でない所との相当ハンディを付けると思うのです。ですから、そういうように考えていくと、これは流山市が作った商業施設なのかと思ってしまいます。2倍とか3倍とか、他ではかけているものを、3割増しで営利団体に貸すとういうことが、公共施設として考えると本質というか、そのことについていかがでしょうか。

(事務局)

ハンディということで3割増しとか5割増しだとか、言われいろいろな考え方があると思うのですが、一つには稼働率を上げるというのが根底にございます。流山市民にももちろん使っていただきたいのですが、料金設定をあまり高くすることによって、市外の方はもちろん、業者の方が使いづらくなるというのは市場性調査の中でかなりありました。そういったところを加味いたしまして、新ホールについてはもちろん市民のためのホールではありますが、市外の方にも使っていただいてより良い催しをしていただいて、市民の方々にいろいろ鑑賞していただく趣旨もあって、流山市の場合3割増しになっております。

(事務局)

実はいろいろと調べておりました、例えば安く市外に貸す松戸の森のホール21は市外には1.2倍の料金です。成田とか鎌ヶ谷、浦安が1.5倍ですけれども、アミューゼ柏は市外2倍ということで1番高くなっております。さらに3倍、何倍ということになると30万とか

になりまして、そうしますと市外の方が使わず市民の方が施設の維持費を負担していくようなかたちになっていくということになります。また、こちらで今考えているところでは、市民の方に音楽を聞いていただくというのがございますので、そういうところであまり高くなってしまいますと来なくなってしまう。松戸の森のホールなどはかなりコンサートとかやっておりますので、それに比べてアミューゼ柏はコンサートなどが頻繁にはないと感じております。1.3倍というのは松戸の1.2倍と他の1.5倍ですから…

(野上委員)

ちょっと今の話は違います。僕が言っているのは、逆に市内市外は区立の場合ハンディをかけていないのです。つまり都内の公共施設だから、区同士で融通し合っているのだと思うのです。それから大宮ソニックシティホールもかけていません。かけたとしても1.2倍とか1.3倍とか、たいしたことはないのです。前はここに目が奪われてしまったのですが、よく考えてみるとそうではなく、どのホールも調べてみると営利団体や利用料金を取る団体に対しては、大宮ソニックシティホールであろうと区立のホールであろうと割増をどこでもかけているのです。大宮ソニックシティホールが3割で特別に安いのですが、江東区の文化センターは2倍、四谷・調布・成田は2倍、浦安・柏は3倍という具合に、市民市外でなく、営利団体から利用料を取るとかというところが、公の施設なのか商業施設なのかの大きな違いになってくるのではないですかね。ですから少なくとも、公の施設として市の財産を投じて市民のために作るのですから、ここにハンディをたくさんかけるのが正当だと、僕はそう思っております。ですから市外に1.3倍で構わないのですが、営利団体に対してはもう少し負荷をかけていかないと、公の施設として地方自治体の財産であるのですから、そこら辺の整合性が取れないのではないかと僕は思います。

それから10万円がベースになっていますが、営利団体に対する負荷をかければ、この10万円は下がりますよね。7ページのところの計算で、3,300いくらを3,770万円にもっていくために、市内市外でこの場合は配慮があるわけですがけれども、営利団体に対しては一切ここでは考慮されていませんね。そこら辺の負荷を考えていけば、10万円という値段は下げることが出来ると思います。そこら辺の数字はここには何の説明もありません。必ずしも10万円が必要な

額になっていますが、もう少し計算していくうえで流山市の財産を市民の皆様はどう使ってもらおうか考えていった場合に、これは下げられると思うし、料金体系の考え方はあるのではないのでしょうか、と僕は思うのですが。

(神永委員)

私も野上さんと同じです。野上さんがおっしゃっているのは、あくまで営業の人たちに対し他では3倍はあります、ということです。

ただし何処までが営業の範囲か、何処までを営業とするのかが問題です。ここをちゃんとしておかないと、私は違うとか、入場料を取るとかどうとか出てきます。稼働率はそうかもしれませんが、営業の方がたくさん利用することになると、かえって市民や市外の利用がなくなると思うのです。そのところ、もう少し考えていただきたいと思います。

(事務局)

今ご指摘いただきました部分につきましては、こちらの方でも議論等ございます。一般的という言葉を使わせていただくのですが、通常ホールの入場料やチケット料金に連動して利用料金を設定しているケースもありますが、今回利用料金表を作成するにあたっては、分かりやすいかたちを示すべきという議論が一つにありまして、それと市外を含め、営利的な利用についても特定をするのはなかなか難しいものですから、そういった点を考慮するなど決して営利に対して緩和しているわけではありません。公の施設という中で申し上げております。

ただ何度も申しあげていますが、これはおたかの森駅前市有地活用事業ということで、新しい拠点として賑わいの創出をするという目的で、ホール以外に隣にはホテル・マンション、そういった組み立ての中で一つのホールという形ができているのですが、だからと言って民間利用うんぬんといったわけではございません。今回の利用料金につきましては、受益者負担率35%という考えでございます。受益者負担から見た利用料金はどの程度が適切か、管理コストがどのくらいか、流山市の場合ホールの受益者負担率の設定が指針にはございません。今回の施設に当たってはいろいろと試行錯誤しておりまして35%になっています。望めるのであれば50%位利用料金で取りたいのですが、とてもとてもそれは無理なのです。市民に当然利用してい

たきます。先ほど申し上げた新しい拠点ということで、このホールを使った文化芸術事業での交流という目的もありまして、他市の団体の方でも利用を見込むことで相乗効果があればという考え方に基づいて、こういう加算の基準になっております。確かにパブリックコメントをすれば、同様の意見が出ると思いますので、しっかり整備していきたいと思います。

(辻野会長)

生涯学習部では、他のところは2倍となっているのに今回の施設ではあえてこうだと、説得力ある説明を示していただきたいと思います。

この他のところでご質問なりご意見はございますか。

(伊藤委員)

ちょっと話はズレるかもしれませんが、利用料金の設定に関して、今後見直しをするとしたらどのくらいのタイミングになるのか、今のところでのお考えがあれば知りたいのですが。要は、僕が思っていることは他の委員さんの意見と違っていないで、市外・営利はもっと上げた方が良く思っていますが、利用実態を見て料金体系の見直しを考えていく必要があるのではないのかと思った時に、実態を見て変えていくというのはどのくらいのタイミングでやっていくのか、そこそこまめに考え直せるようだったら、この金額でまずやってみてもいいのではないかと思います。

(事務局)

前回も他の委員さんからそのようなご質問があったのですが、一応利用料金の考え方につきましては3年をベースに見直しをしていくということになっております。こちらの施設が平成31年4月から仮に今議論している料金体系になった場合、3年後に見直しをしてまいります。近年で言いますと消費税が増税になっておりますので、そういったタイミングも料金が上がってきています。過去に消費税率が8%になった時に料金の改定をしております。ちょうど今年度既存施設の利用料金の見直しをする作業をさせていただいております。今後の消費税率10%も見据えて社会情勢の変化も見ながら、一番は利用状況、施設の管理運営状況に照らして、利用料金の見直しをしていきます。

(辻野会長)

それは原則として3年ですが、走り出してみたらこれは、ということでしたら1年でも見直していくこともあるということですね。

(事務局)

そうですね、管理は指定管理者に任せますので、そうしますと指定管理者にも影響が出てまいりますので、著しい状況が発生すれば見直しもあります。

(土屋委員)

今の伊藤委員と同じように、時限的に一定期間で見直しをするというときに、この施設は文化会館とかとは違うのだと、この施設だけということではなく、見直しの度に他とのバランスはどうかということも視野に入れていただけるような、答申に文言を入れられるといいと思います。

(事務局)

これは先ほど辻野会長がおっしゃった、流山市公共施設使用料設定方針に基づいて利用料金を考えているのですが、近傍類似施設との兼ね合い、その中で使用料の原則見直しは3年ごととなります。

それからこちらの基本方針そのものも考え方の見直しに関しては、著しい社会情勢、及び経済情勢がありましたら、その都度ということになりますので、当然、近隣市・近傍施設・市内施設との整合性、そういった部分も多角的に見まして適切に検討していこうと思います。

(鈴木委員)

先ほどの営利目的の利用料金のところですが、他市が2倍3倍というのは私も聞いていまして、周りの目から見て営利目的の人が使いやすいうように配慮しているのでは、という誤解を招きかねないと率直に感じました。

あと2点目として、いろいろな利用料金のところで、例えば椅子、当日500席の客席分を前日から準備した場合は、リハーサルでは使わないのに料金を払わなくてはならないのかとか、使わないものについて当日準備するのかという風になる時、使う側としては当日では間

に合わないとか、利用者任せでいいのとか、そういうところが疑問になりました。

あと、カラーフィルターという設備は実費となっていますが、実費とはどういうことなのでしょう。これは施設に付いているものなのではないかと思いました。料金変動があるものなのでしょう。調律だとかそういうのは分かるのですが。

(事務局)

これは消耗品だと思います。スポットの前に差し込むものなのですが、間に入れるとライトの熱で結構やられてしまうので、消耗品に近いものだと思います。

(事務局)

おそらく施設管理費の消耗品費で見れば済むのではないかとこのところなのですが…。

(鈴木委員)

私のイメージでは使いまわしが利くのではないかと思ったものですから。

(事務局)

例えば前日の仕込みですと、実際にその備品関係をセッティングだけして使っていないのであれば、指定管理者との中の内規で決めていきたいと思っております。

(事務局)

そこなのですが、現場の運営の視点から見ますと致し方ないところでして…。例えば本番にだけ既定の料金で、前日の準備・リハーサルとかを減額してしまうと長期間会場が確保されてしまうというような、これは悪しき例ですが、その辺のストッパーではないですが、そういう考え方が一つにあります。実際の使用者側からすれば一定の配慮があってもいいのではないかとこの十分理解しているのですが、利用料収入を確保するうえで同率でいただくことになっております。あとは先ほど言いました、指定管理者との調整という中で適うところがあるかと思えます。

(吉田委員)

今想定の段階で利用料金の設定をしているわけですが、先ほどありましたように3年間で見直すとありますので、とりあえずこれで、という気はします。

ただ市外市内関わらず、営利団体の料金について低い料金で貸し出すと、一般の人に貸し出すうえで不利益になるのかどうかという部分です。差を付けるという一般的な考え方がありますが、差を付けることによって市民の方に不利益があるのかどうか、要は稼働率が一番の問題であって、そこで市民に不利益が無い、営利団体に不利益があるということであればいいのですが、その辺気になるところではあります。実際やってみて結果オーライならいいと思います。ですからとりあえずこういうかたちでよろしいかと。

ただ、先ほど会長さんもおっしゃっていたように、料金設定の理由をきちんと明確にしていただければ、私は十分に納得しかけておりますが、同じ様に市民のためをお願いします。

(事務局)

一点、予約につきましては市内が一カ月早く予約できるシステムになっております。ですので、実際先に取りられてしまうところはほとんどないです、使いたい方は市外の方より先に取りれますので。料金が高いというのとはまた別の話になってしまいますが。

(神永委員)

市内の営利の方が利用する場合は、何か差はあるのですか。

(事務局)

市内と市外しか分けておりません。

(神永委員)

今営利団体とおっしゃったのは、確かに市外が一カ月後だと市内の方に有利ですけれど、市内の営利団体さんが利用する日が一緒だとしたら抽選になってしまいますよね。そうすると不利益というのが出るかもしれないし、確かに不利益が出なければ稼働率が上がって万々歳みたいなのであれば私はいいのですが、そのところの兼ね合いが

どうかと。やはり営利団体であれば市内であっても、市外の団体と抽選となれば、どうしても不利益が出てくると思うのです。営利団体が一カ月後ならまだいいのですが。

(吉田委員)

営利団体は市内市外に関わらず、別枠にした方が良くはないですか。

(事務局)

わかりました。それも検討いたします。

(事務局)

先ほどのピアノのところなのですが、一応スタインウェイのD274とヤマハのCFXの使用を想定して料金の設定をさせていただいております。料金に関しまして型番を入れられるかどうかとなりますと、特定メーカーの宣伝になってしまいますので条例上は型式を入れるのは無理な状況です。先ほど言われたように、例えばホール用とかリハーサル室用というかたちで区分けを取らせていただきます。

(里館委員)

完成して、パンフレットに載せることは可能ですか。

(事務局)

こちら浦安さんのパンフレットですが、これも「売り」の一つになりますので、流山市としましてもこういったピアノが揃っていることで入れていきたいと考えております。

(里館委員)

ホールが10万円として、ホワイエも最近チケットもぎりのテーブルは当日セッティングしますので、前日リハーサルで舞台だけをお借りした場合というのも、減額は考えてはいませんか。

(事務局)

舞台だけ、という設定をしておりません。ですので、ホール全体一式で考えていただきます。

(辻野会長)

市民会館は舞台だけというのはありますよね？

(事務局)

舞台だけは、あります。

(事務局)

これは言い訳になってしまうかもしれませんが、文化会館については1千名、現在は820名の大ホールという分類の中で出発しまして、固定席のホールということもあって利用を上げるため、舞台だけの利用形態もあります。今回のホールにつきましては500名規模の小ホールです。また、文化会館にはリハーサル室とかスタジオとか無くてご不便をお掛けしていたのですが、今度のホールにつきましては設置してございますので、そういった意味からして建物の大きさ、専用の諸室の用意、他市の利用料金・貸出を見ても、小ホールの舞台だけというのはなかなか無い状況です。そういったことから、現在、舞台だけの利用については設けてはおりません。

(里館委員)

ちなみにリハーサル室というのは当日お客様が入っていても音が外に漏れないために使うので、本番用の舞台の出入りや着替えやスタインウェイを使ってその音も含め、リハーサルは舞台上でやるのであって、リハーサル室は直前の指慣らし・音慣らし感覚で、練習ならスタジオを使うので、ちょっと違うという気がします。

(辻野会長)

500名のコンパクトなホールということですが、使い勝手としてセパレートで使うというのを検討してみることはありませんか。

(事務局)

分割仕様での使用形態での施工はしておりません。実は私もこれは提案したのですが採用されませんでした。ステージ側と座席を分断するような構造にしないと、結果的には別々で使用することにはなりませんので、提案はさせていただいたのですが、全体事業の中ではそれ

は認められなかったわけですから、他市との関係もありまして、一体利用というかたちでしか今回はなりませんでした。

(里館委員)

私が言っているのは同時進行でお貸しするというものではありません。

(事務局)

基本的にはですね、同時進行でも貸したいと思っています。何故かと言いますと、そうしませんと市民利用で負担を強いるような利用料金設定になってしまいますので、その負担をなるべく下げていきたいというような考え方に今後近づけていきたいと思っていますので、準備だけで全体を占用する場合、その時の利用料金について舞台だけという考え方はありません。

(辻野会長)

前は減免措置についてご意見がございましたが、今回は特別だということで大筋では減免の考え方は変わらないのですか。

(事務局)

一点だけ、65歳以上の高齢者の方が利用する場合に付きまして、この施設については対象外という考え方です。

(里館委員)

加えていただける、という考えはないということですか。

(事務局)

はい、そうです。減免の対象外にしています。

(里館委員)

前回はお考えいただきたいとお話ししたと思うのですが、無しということですね。そうするとやっぱり営利目的の人が優先という思いがして、私個人としては残念です。備考で、申請をして減免対象となることも先ほど聞いたようにあるかもしれないという状況で期待もあるかと思いますが。65歳以上でもきちんとした減免の理由があれば

審査によっては、ということもあるということですね。

(事務局)

そうですね、社会教育団体というかたちで5人以上の団体であれば対象となります。今日の庁議でもいろいろ出たのですが、この後のパブリックコメントでもそういったものをもう一度考えて検討するという話にはなっていますが、現案についてはこのホールは削除するというところではあります。

(辻野会長)

それではそろそろ今日の意見の集約を図りたいと思います。

一番大きな利用料金のところ、大筋3年で見直すのでしたらこの案でいいじゃないかと。だけれども、営利目的で使用する場合とそうでない場合でのギャップと言いますか、そのところはいろいろ考えがあるでしょうが、もう少し考えられた方が良いのではないかと、というところかと思えます。

その他、今日配られたばかりの資料もありますし、全体をまだ見通せていないということでございましたら、事務局の方からありましたように、メールで事務局宛にお問い合わせいただければと思います。そんな感じでよろしゅうございますでしょうか。

それでは続きまして議事の第2、(仮称)流山おおたかの森ホールの名称について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、現在「(仮称)流山おおたかの森ホール」という名称になっておりますが、本日午前中の庁議におきまして冒頭の(仮称)を削除して、今後はパブリックコメントの方で公表していきます。また、ホールにつきましては、今後ネーミングライツの導入予定でございます。条例や規則等の正式名称は「流山市おおたかの森ホール」となりますが、公的にはキッコーマンアリーナのように企業名が入ってくるものと想定はしております。以上でございます。

(辻野会長)

はい、ありがとうございました。それでは、その他について事務局

の方からありましたらお願いいたします。

(事務局)

本日の議題につきましては、今後私ども業務の進行に合わせて答申というかたちで進めさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひますが、実はここで市内の図書館の利用時間につきまして、一部見直しを加えたいということになりました。次回の審議会におきましては、そちらにつきまして議題とさせていただきたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。以上です。

(事務局)

その他、報告事項はございませんが、次回の日程を決定していただけますでしょうか。事務局といたしましては、9月13日水曜日にお願ひしたいと思ひております。

(辻野会長)

事務局の方から次回日程について、9月13日水曜日はいかがでしょうかとのご提案がございましたが、皆様のご都合はいかがでしょう。時間は同じですか。

(事務局)

3時からです。

(事務局)

会場、場所ですが、今度はまた文化会館です。申し訳ありません。

(辻野会長)

それでは皆様のご都合、特に問題ないようでございますので、9月13日に第5回を行っていきたいと思ひます。よろしゅうございませうでしょうか。

私あまり進行が上手くはありませんで、こういうところもっと突っ込んで発言したかった等々、ございませうから、その点はメールで今月いっぱい事務局の方でお応えできるタイミングでぶつけていただけたらと思ひます。

それではこれで本日の第4回生涯学習審議会を終了したいと思ひ

ます。ご苦勞様でした。

(一同)

ありがとうございました。

【 閉会 】